

# 社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会定款

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「当法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として、次の各号に掲げる社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- ア 障害者支援施設の経営
- イ 軽費老人ホームの経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- ア 障害福祉サービス事業の経営
- イ 特定相談支援事業の経営
- ウ 障害児相談支援事業の経営
- エ 老人短期入所事業の経営
- オ 老人デイサービスセンターの経営
- カ 身体障害者福祉センターの経営
- キ 視聴覚障害者情報提供施設の経営
- ク 生計困難者に対する相談支援事業の経営

### (名称)

第2条 当法人は、社会福祉法人大阪障害者自立支援協会という。

### (経営の原則等)

第3条 当法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 当法人は、地域社会に貢献する取組みとして、障害者、高齢者等の自立した生活を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 当法人の事務所を和泉市伏屋町五丁目10番11号に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 当法人に、評議員7名を置く。

### (評議員選任委員会)

第6条 当法人に、評議員選任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任委員会において行う。

- 2 評議員選任委員会は、監事1名、職員1名及び外部委員1名の合計3名の委員をもって構成する。
- 3 評議員選任委員会の委員（以下この条において「委員」という。）は、理事会において選任する。ただし、次の各号に掲げる者を外部委員に選任することはできない。
  - (1) 当法人又は関連団体の業務を執行する者又はその使用人（過去に業務執行者又はその使用人であった者を含む。）
  - (2) 前号に掲げる者の配偶者及び三親等内の親族又はその使用人
- 4 委員の任期は、選任の日から4年とし、再任を妨げない。
- 5 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。
- 6 評議員選任委員会に議長を置き、開催のつど、当該評議員選任委員会に出席した委員の互選により選出する。
- 7 評議員選任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、必ず外部委員が出席し、かつ外部委員が賛成することを要する。
- 8 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。
- 9 選任候補者の推薦又は解任の提案を行う場合は、当該者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 10 委員には、評議員会において定める報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給の基準に従って算定した額の報酬等を支給する。
- 11 評議員選任委員会の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

#### （評議員の任期）

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでの間、なお評議員としての権利義務を有する。

#### （評議員の報酬等）

第8条 評議員には、各年度の総額が35万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

### 第3章 評議員会

#### （構 成）

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

#### （権 限）

第10条 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 評議員及び評議員選任委員会委員並びに理事及び監事並びに名誉会長及び顧問（次号において「理事等」という。）に対する報酬等の支給の基準
- (3) 理事等の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び収支計算書並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第11条 評議員会は、毎会計年度終了後直近6月に定時評議員会を1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第13条 評議員会に議長を置き、開催のつど、当該評議員会に出席した評議員の互選により選出する。

(決 議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項についての決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項に定める決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事は、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

## (評議員会の運営)

第16条 評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会が定める。

## 第4章 役員

### (役員の定数)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち2名以内を常務理事とする。

3 前項の常務理事をもって社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の16第2項第2号に定める業務執行理事とする。

### (役員の選任等)

第18条 役員は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議により選定する。

### (理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事会の定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員の任期)

第21条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでの間、なお役員としての権利義務を有する。

### (役員の解任)

第22条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第23条 役員には、評議員会において報酬等の支給の基準に従って算定した額の報酬等を支給することができる。

(責任の免除)

第24条 理事及び監事が任務を怠ったことによって生じた損害について当法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合に限り、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

(責任限定契約)

第25条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又は当法人の職員でない者に限る。）及び監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について当法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、金0円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の22の2において準用する一般法人法第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とし、当法人は、その旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(名誉会長及び顧問)

第26条 当法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、理事長に対し、意見を述べることができる。
- 4 名誉会長及び顧問には、評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額の報酬等を支給することができる。

## 第5章 理事会

(構 成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第28条 理事会は、次の各号に掲げる職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会に議長を置き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事は、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長（第29条第2項で定める場合にあっては、常務理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の運営)

第33条 理事会の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 第6章 事務局等

(設置等)

第34条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を配置する。

3 事務局長並びに当法人が設置及び経営する施設の長（以下「事務局長等」という。）は、理事会の決議を得て、理事長が任免する。

4 事務局長等以外の職員は、理事長が任免する。

5 当法人の組織及び運営に関する事項は、理事会が定める。

## 第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第35条 当法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

号	所在	内訳	面積
(1)	大阪府和泉市伏屋町五丁目34番地19	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建及び鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 大阪ワークセンター舎	1, 620. 96 m <sup>2</sup>
(2)	大阪府和泉市伏屋町五丁目34番地19、36番地14、496番地2	鉄筋コンクリート造ルーフィング葺2階建 あいホール	521. 40 m <sup>2</sup>
(3)	大阪府和泉市伏屋	鉄筋コンクリート造陸屋根5階	2, 942. 28

	町五丁目80番地	建軽費老人ホーム「ケアハウス・OSAKA歓の里」	m <sup>2</sup>
(4)	大阪府和泉市伏屋 町五丁目34番 19	大阪ワークセンター 敷地	3, 970. 90 m <sup>2</sup>
	同 36番14	同 上	1,090 m <sup>2</sup>
	同 36番1 5	同 上	1,710 m <sup>2</sup>
	同 80番	同 上	1,507 m <sup>2</sup>
	同 81番2	同 上	337 m <sup>2</sup>
	同 82番3	同 上	567 m <sup>2</sup>
	同 496番2	同 上	20 m <sup>2</sup>
	同 496番3	同 上	0. 83 m <sup>2</sup>
		大阪ワークセンター 敷地 計	9, 202. 73 m <sup>2</sup>
(5)	大阪府和泉市伏屋 町五丁目36番 50	軽費老人ホーム「ケアハウス・OSAKA歓の里」 敷地	551 m <sup>2</sup>

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、それぞれ第43条各号に掲げる公益を目的とする事業及び第45条に定める収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第36条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を経て、大阪府知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、大阪府知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保（協調融資に係る担保に限る。）に供する場合

#### (資産の管理)

- 第37条 当法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産のうち現金は、理事会の承認を得て、株式等に換えて保管することができる。

#### (事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画書及び収支予算書は、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項に定める書類は、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項に定めるところにより承認を得た書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類は、定時評議員会に提出し、第1号の書類にあってはその内容を報告し、残余の書類にあっては、承認を得なければならない。

3 第1項各号及び次の各号に掲げる書類を主たる事務所にあっては5年間、従たる事務所にあっては3年間備え置き、それぞれ一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

4 当法人の定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (会計年度)

第40条 当法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

#### (会計処理の基準)

第41条 当法人の会計は、法令等及びこの定款に定めるもののほか、理事会が定める経理規程により処理する。

#### (臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第8章 公益を目的とする事業

### (種 別)

第43条 当法人は、社会福祉法第26条の規定に基づき、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 障がい者啓発事業
- (3) 障がい者・高齢者自立支援事業
- (4) 関係機関連携協力事業

2 前項各号に掲げる事業の基本的事項の決定は、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。第45条に定める事業の基本的事項の決定において同じ。

### (剰余金が出た場合の処分)

第44条 前条に定める事業から剰余金が生じた場合は、当法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第9章 収益を目的とする事業

### (事 業)

第45条 当法人は、社会福祉法第26条の規定に基づき、自動販売機等設置事業を行う。

### (収益の処分)

第46条 前条に定める事業から生じた収益は、当法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

## 第10章 解 散

### (解 散)

第47条 当法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第48条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第11章 定款の変更

### (定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を経て、大阪府知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を除く。を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

## 第12章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第50条 当法人の公告は、社会福祉法人大阪障害者自立支援協会掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行うものとする。

### (施行細則)

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会が定める。

### 附 則

1 当法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、当法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	樋 口 四 郎
副理事長	細 井 利 雄
〃	林 春 信
〃	楫 野 昭 夫
常務理事	伏 井 勘次郎

理 事	井 後 吉 弘
〃	石 黒 秀 貞
〃	伊 藤 一 三
〃	海 野 三 郎
〃	浦 野 作治郎
〃	川 人 義 明
〃	田 畑 宏
〃	松 本 晶 行
〃	堀 川 弘
〃	神 野 誠 一
監 事	小 西 清
〃	永 井 貞三郎

2 この定款は、平成 2年 4月 1日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成 5年 6月 8日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成 5年 6月 24日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成 6年 7月 18日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成 8年 8月 5日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成 10年 12月 24日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年 2月17日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年 3月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年 6月 2日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年 4月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年 8月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年 4月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年12月17日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年 5月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年 9月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年 5月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年 5月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年 7月 8日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年 9月19日から施行する。

附 則

この定款は、令和 元年10月31日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2年 7月 8日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5年 8月25日から施行する。

附 則

この定款は、令和 6年 7月25日から施行する。